

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月）午後1時30分から午後2時20分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	中 山 雅 史
会長職務代理	2 番	菊 地 典 夫
委 員	1 番	萱 橋 敏 男
委 員	3 番	中 山 茂
委 員	4 番	中 山 一 徳
委 員	5 番	海老原 茂
委 員	7 番	仲 井 一 人
委 員	8 番	文 藏 雄 嗣
委 員	9 番	岡 野 幸 雄
委 員	10 番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	澁 谷 正 信
委 員	文 随 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎
係 長	飯 山 克 彦

4 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第5号	買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和6年6月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にご願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、6月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席いただいております、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定しておりますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

最後になりますが、本日の総会は、議案 6 件と報告事項 2 件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の 10 名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の 3 番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、9 番岡野委員、10 番榎田委員の 2 名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第 5 条の規定による転用許可申請は 4 件となっております。1 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■字■■■■番■■、地目は登記、畑、現況、雑種地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 2 番、申請理由は、長屋住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 3 番、申請理由は、物流倉庫建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、田、現況、雑種地、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、田、現況、雑種地、面積は■■■■㎡、合計 2 筆、■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 4 番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、合計 4 筆、■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7 番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

6 月 3 日、午前 8 時 40 分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地職務代理者、中山一徳委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の 6 名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号 1 番、地図は 3 ページになります。

申請地は■■■■■■■■■■の■■■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が 10ha 未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆、■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]㎡を利用し、長屋住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、長屋住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、[REDACTED]㎡、雑種地20筆、[REDACTED]㎡、用悪水路2筆、[REDACTED]㎡、公衆用道路4筆、[REDACTED]㎡の合計28筆、[REDACTED]㎡を利用し、物流倉庫を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、物流倉庫を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね300メートル以内に、[REDACTED]の改札口があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地4筆、[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず、議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたし

ます。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。
7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[] m^2 の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[] m^2 の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[] m^2 の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[] m^2 の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記 田、現況 畑、面積は[] m^2 、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[] m^2 、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[] m^2 、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[] m^2 、合計4筆、[] m^2 の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

6月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約268アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、[] m^2 を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は10ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約80アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[]m²を規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は11ページになります。

申請地は、[]の北西側になります。現地は草が生えており、耕作はされておませんでした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[]m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は12ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約325アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、[]m²を規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は13ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、野菜を作付けする農業の合同会社を経営しておりますが、個人としては新規就農者になります。

申請地は、地目は登記、田、現況、畑、1筆、[]m²、登記、現況とも畑、3筆、[]m²、合計4筆、[]m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。受付番号5番については、7番仲井委員が議事参与の制限に該当しますので、2つに分けて審議を進めてまいります。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

1. 議長(中山会長)

はい、仲井委員。

1. 仲井委員

現地調査を実施した際、進入路がないため、どのように作付けされるのか。

1. 議長(中山会長)

はい、事務局。

1. 事務局(大久保事務局長補佐)

周りの地権者から同意を得て承諾書をもらうか、もしくは隣接する塀を一部壊して進入路を確保するか、申請内容は、塀を一部壊して進入路を確保となっている。

1. 議長(中山会長)

はい、仲井委員。

1. 仲井委員

今はまだ壊していないということか。

1. 議長(中山会長)

はい、事務局。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

本日午前中確認したが、塀は壊されていない状況であった。

1. 議 長（中山会長）

はい、仲井委員。

1. 仲井委員

塀を壊さない限り、周りの方の承諾を得ないと入ることができないということか。

1. 議 長（中山会長）

はい、事務局。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

周りの方からの承諾を得て入るという申請もあるが、今回は自宅の塀を一部壊して進入路を確保するという申請である。

1. 議 長（中山会長）

はい、中山一徳委員。

1. 中山一徳委員

私も現地確認をした際、耕作予定地では草が背丈以上に伸びている。塀の手前に植木が植えてある。その植木を撤去して塀を壊すのか。

1. 議 長（中山会長）

はい、事務局。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

申請者の自宅敷地入口はスロープとなっており、その上がったところが庭、屋敷となっている。スロープに面した生垣を壊しても申請地には入れないので、植木を一部撤去しないと家側からは入れないと思われる。今回の申請は、ブロック塀の一部壊して通路を設け、荒地をきれいにし、耕作するという内容である。

1. 議 長（中山会長）

その他、質問はございませんか。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番については、進入路の確保を確認後許可することで、このあとお諮りしたいと思います。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号4番について審議いたします。受付番号4番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号の受付番号1番、2番、4番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

受付番号3番については、進入路の確保を確認後許可することに賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号の受付番号1番、2番、4番については原案のとおり、受付番号3番については、進入路の確保を確認後許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号5番について審議いたします。仲井委員の退席をお願いします。

（仲井委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号5番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第2号の受付番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号の受付番号5番については原案のとおり許可することに決定いたしました。仲井委員の復席をお願いします。

(仲井委員復席)

1 議 長 (中山会長)

以上審議の結果、議案第2号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長 (中山会長)

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。14ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2番菊地会長職務代理者よりお願いします。

1. 菊地会長職務代理者

6月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたしま

す。メンバーは、先程、議案第 1 号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号 1 番、地図は 1 5 ページになります。

申請地は、[] の [] 側になります。

今回提出されました受付番号 1 番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和 5 5 年以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号 2 番、地図は 1 6 ページになります。

申請地は、[] の [] 側になります。

今回提出されました受付番号 2 番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成 2 年 1 1 月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号 1 番、2 番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第 3 号受付番号 1 番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 2 番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第 3 号は非農地証明を発行する

ことに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

[REDACTED]

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いたしたいと思います。2番菊地会長職務代理者よりお願いします。

1. 菊地会長職務代理者

6月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

[REDACTED]

[REDACTED]

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第4号は、買受適

格証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第5号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

19ページをご覧ください。議案第4号で買受適格証明の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

それでは、早速審議いたします。

議案第5号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

意見、質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第5号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。20ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が8筆で、8,889㎡、畑が1筆で、1,390㎡、合計9筆、10,279㎡です。貸し手が4人で、借り手が4人となります。

次に更新案件ですが、田が2筆で、7,892㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

合計では、田が10筆で、16,781㎡、畑が1筆で、1,390㎡、合計11筆、18,171㎡です。貸し手が5人で、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和6年7月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページの農用地利用集積等促進計画案一覧をご覧ください。説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。21ページの受付番号7番から10番は文随推進委員、11番は9番岡野委員が議事参与の制限となっております。したがって、3つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から6番までについて審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から6番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号 7 番から 10 番について審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。

(文随推進委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号 7 番から 10 番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 6 号の受付番号 7 番から 10 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 6 号の受付番号 7 番から 10 番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。

(文随推進委員復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号 11 番について審議いたします。9 番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号 11 番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 6 号の受付番号 11 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号11番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は22ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が2件、谷井田地区が1件となります。

申請理由は、駐車場整備のための売買が1件、自己住宅建築のための売買が1件、共同住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は23ページから25ページをご覧ください。

今回の合意解約は15件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが6件、農地法第5条申請のためのものが5件、農地法第3条申請のためのものが2件、河川改修事業のためのものが2件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、6月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年6月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩